

令和6年10月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和6年10月25日（金） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 12名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	欠席
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	日高 仙三	委員	12番	欠席
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正	委員	14番	名越 直樹

4. 欠席委員 2名
 8番 窪田 良二
 12番 日笠山 昭代

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第11号 合意解約等について
- 第 3 議案第56号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第57号 非農地証明について
- 第 5 議案第58号 あっせんについて
- 第 6 議案第59号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について
- 第 7 議案第60号 令和5年度地籍調査事業に伴う地目変更について
- 第 8 議案第61号 農地利用最適化推進委員の決定について

○事務局

おはようございます。本日は日笠山委員、窪田委員、奈尾推進委員から欠席の届けが出ております。

それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これから令和6年10月西之表市農業委員会定例総会を開催します。

なお、会議中は携帯電話の電源をお切りになるかマナーモードに設定をお願いします。

また退席するときは議長の許可をもらってから退席してくださいますようお願いいたします。

それでは開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さん、おはようございます。

令和6年10月西之表市農業委員会定例総会の案内をいたしましたところ、委員、推進委員の皆様には出席をいただきありがとうございます。

この頃朝晩涼しくなってきたところですが、昼間の温度はまだ高いようで朝晩の温度差があります。体調管理をお願いします。

また、このところ毎日毎日雨が降り続いておりまして、でんぷん用甘藷、安納芋の収穫作業または馬鈴薯の植え付け作業が非常に困難なような状態が続いております。早く止んでいただきたいものだと思います。

また西之表市は新型コロナが県内で一番多いようですので、帰宅した際の手洗いうがいの徹底をお願いします。

簡単ですが、開会の挨拶とします。また、議事運営がスムーズに進みますように皆様のご協力をお願いします。

○議長

それでは本日の会議を開催します。

日程の方は、配付しております議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

11番中村裕臣委員、13番古田委員を指名します。

続きまして、日程第2、報告第11号「合意解約等について」です。事務局の報告をお願いします。

○事務局

説明に入る前に資料の修正をお願いします。

4 ページです。表の右側にある調査委員ですが、日高仙三委員を山下正委員に修正をお願いします。

それでは説明に入らせていただきます。

日程第2、報告第11号「合意解約等について」です。

資料は1ページから2ページです。今月の合意解約は1番から7番までで、台帳現況地目畑が12筆、29,000平米、台帳現況地目田が3筆、3,166平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

続きまして日程第3、議案第56号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第56号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は3ページです。

今月は所有権移転1件の申請がありました。安城校区の平山地区です。

現況地目畑の1筆で面積1,373平米を売買により所有権を移転するものです。以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。

続いて担当委員からの報告をお願いします。整理番号1について、7番委員お願いします。

○7番委員

7番です。

議案に関しましては、譲渡人、譲受人同じ地域に住んでいた者同士です。

譲受人は前から畑をずっと借用してたのですけれど、今回、譲渡人から名義を変えてほしいと申し出があり、譲受人もそれを受けまして名義を変更して譲受人が畑をそのまま継続的に使っていくということで、両方話がなされております。

譲受人は機械等も農作業をする分、全部備えておりまして、何も問題はないと思います。許可相当と思われるますのでよろしくお願いします。

○議長

ただいま、担当委員から報告がありました。

この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、議案第56号「農地法第3条の規定による許可について」の採決を行います。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので本案は許可することに決定しました。

続きまして日程第4、議案第57号「非農地証明について」を議題とします。

議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第57号「非農地証明について」を説明します。

資料は4ページです。1番と2番は申請人の氏名、住所等が同じであるため、まとめて説明します。場所は上西校区大花里地区です。

1番2番は、台帳地目は上段下段とも畑ですが、1番の上段は平成10年ごろから耕作せず、現在は山林となっています。

交付基準1（イ）に基づく申請です。

1番の下段は平成13年2月26日に転用許可され、現在宅地となっておりますが、地目変更登記をしていないため、登記簿地目が畑のままとなっております。

交付基準2に基づく申請です。

2番の上段は、平成16年8月26日に転用許可され、現在宅地となっておりますが、地目変更登記をしていないため、登記簿地目が畑のままとなっております。

交付基準2に基づく申請です。

2番下段は平成13年2月26日に転用許可され、現在宅地となっておりますが、地目変更登記をしていないため、登記簿地目が畑のままとなっております。

交付基準2に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。

この件につきましては10日に合同の現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いします。

○6番委員

6番です。非農地証明について、現地調査を報告します。

10月10日、私と5番委員、事務局1人、各担当委員と推進委員、立会い人のもとで、現地調査を行いました

なお、申請地は全て破産会社の所有であり、現在は破産管財人弁護士が管理しており、既に関手も決定しております。

番号1です。これは上西校区にあり、上西小学校から上り詰めた左側の農地でした。

1番の上段は27年ほど耕作しておらず、現在は、雑草、雑木、竹などが生い茂り、畑と認識するのが、困難な状態でした。

畑の入口から20mほど雑草や雑木、竹などが多く、鉋などで切り開きながら歩いていかないと、現現場に到着することが難しいようなところでした。

現状非農地の許可相当であると調査委員の意見も一致しております。

続きまして1番の下段は事務局が説明されたように、平成13年2月26日に転用許可され、現在宅地となっておりますが、地目変更登記をしていないため、登記簿地目は畑のままです。

現状はパレットやパイプホースなどの設備等の倉庫、そして資材置き場のような状態になっており、交付基準2に該当すると判断しております。非農地の許可相当であると意見が一致しております。

続きまして番号2です。上段は平成16年8月26日に転用許可され、現在宅地となっておりますが、地目変更登記をしていないため、登記簿地目は畑のままです。

申請地までは会社敷地を通行していかないといけないもので、軽トラックが1台通る幅があります。現地は草や草が生い茂る状態で、ハウスも建っていますが、ハウスの中も草が生い茂った状態でした。また隣の事務所建物の一部がまたがって、建設されており、交付基準2に該当すると判断します。現状、非農地の許可相当であると意見が一致しています。

続きまして下段です。平成13年2月26日にて転用許可され、現在宅地となっておりますが、地目変更登記をしていないため、登記簿地目は畑のままになっております。現状はパレットやパイプホース等の倉庫、資材置き場のような状態になっており、交付基準2に該当すると判断し、非農地の許可相当であると意見が一致しています。

以上、10月10日の合同現地調査の報告を終わります。

○議長

ただいま調査委員長から詳しく報告がありました。この件につきまして担当委員の補足があったら、お願いします。

担当委員が欠席ですので、事務局補足の説明があったら、お願いします。

○事務局

12番委員から意見を受けております。

調査委員長に発言のとおりとのことでした。

○議長

ただいま事務局から報告がありました。

皆さんからこの件につきまして質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

○11番委員

11番です。誠意番号2の上段の方なんですけれど、ハウスと畑で雑草になってるってことなんですけど、それは畑扱いなんですか、それとも宅地で転用許可しているので宅地扱いになるんですか。

○事務局

転用で許可をして、現在、ハウスが建っていて、残りのところが荒れている形ですが、1枚になってるものですから建物が建っていれば宅地扱いになります。

分筆とかしていればそれぞれで判断します。

○議長

他にありますか。

○7番委員

7番です。地目変更がされていないであれば、転用許可があった平成16年頃からも税金は、畑で税金を払っていたということでしょうか。

○事務局

税務課の場合は現況課税となりますので、現場に物が建った時点で宅地課税となります。

上の方は、畑とハウスに分けて課税してるんじゃないかと思います。税務課の方はあくまで現況課税ですので登記簿地目が畑でも現況で課税してきます。

○議長

他に無いですか。

(挙手なし)

○議長

無いようですので議案第57号「非農地証明について」の採決を行います。

原案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は承認することに決定しました。

続きまして日程第5、議案第58号「あっせんについて」を議題とします。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第5、議案第58号「あっせんについて」を説明します。資料は5ページです。

1番です。「貸したい」の申し出です。場所は伊関校区柳原地区です。

標準額を希望とのことです。

あっせん委員につきましては、古田新一委員、中村逸夫委員をお願いします。

○議長

ただ今、あっせんの件について説明がありました。

何か質問のある方はいらっしゃいますか。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いします。

続きまして日程第6、議案第59号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第59号「農地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を説明します。資料は6ページです。

農地中間管理事業の利用権設定です。

まず初めに所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。

1段目です。期間が令和6年12月1日から令和11年11月30日までの5年間、地目畑、面積4,522平米、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和6年12月1日から令和16年11月30日までの10年間、地目田、面積6,189平米、地目畑、面積13,350平米、利用権設定をする者7人、受ける者1人です。

内訳については、7ページを詳細については、8ページから19ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。

20ページをお開きください。

1段目です。期間が令和6年12月1日から令和11年11月30日までの5年間、地目畑、面積4,522平米、利用権の設定をする者1人、受ける者2人です。

2段目です。期間が令和6年12月1日から令和16年11月30日までの10年間、地目田、面積6,189平米、地目畑、面積13,350平米、利用権の設定をする者1人、受ける者5人です。

内訳については、21ページを、詳細については22ページから30ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。

なお、農用地利用集積等促進計画につきましては、担当委員からの報告はありません。

この件について皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので議案第59号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の採決をします。

原案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案の通り承認することに決定しました。

続きまして日程第7、議案第60号「令和5年度地籍調査事業に伴う地目変更について」を議題とします。議案説明をお願いします。

○事務局

日程第7、議案第60号「令和5年度地籍調査事業に伴う地目変更について」を説明します。資料は31ページです。

この件につきましては、財産監理課地籍調査係から国土調査法による地籍調査を実施した結果の地目変更について照会がありました。

これを受け、10月16日に農業委員会事務局、財産監理課地籍調査係、担当農業委員、担当推進委員立会いのもと、現地調査を行っています。地区については大字西之表の一部と大字古田地区の一部です。

まず初めに西之表地区について説明します。資料は31ページのNo.1から35ページNo.64までとなります。

農地から農地以外になったものが43筆の23, 617.19平米、農地以外から農地になったものが2筆の1, 806平米となっています。

続きまして、大字古田地区について説明します。資料は35ページ、No.65から37ページNo.113です。

農地から農地以外になったものが21筆の38, 615.48平米、農地以外から農地になったものが5筆、15, 226平米となっています。

詳細につきましては、調査前、調査後の地目と面積で確認できますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

この件につきまして16日に地籍調査係と現地調査が行われていますので、担当委員の報告をお願いします。榕城地区は私が担当ですので報告します。

○4番委員

畑から原野、原野から畑に変わったところだけを区長事務所において机上で確認をして、わかりにくいところは現地に赴いて現地を確認をした結果、報告通り間違いありませんでした。

○議長

それでは古田校区について報告をお願いします。
担当が欠席なので、事務局報告をお願いします。

○事務局

古田地区については公民館において机上で確認しました。8番委員が全てその台帳に載っていることに関して把握をしておりましたので財産監理課地籍調査係の資料で間違いはないということでした。

なお、原野を雑種地に修正したところが1筆ありましたが、資料はすでに修正されています。以上で報告を終わります。

○議長

ただいま、担当から報告がありました。
この件につきまして皆さんの方から何か質疑等ありましたら、挙手でお願いします。

○○推進委員

右側の方にある「原因および日付」の欄の中で「地積錯誤」と書いてあるんですけど、この意味はどういう意味なのでしょうか。

○事務局

登記簿謄本には面積が記載されているんですけど、現場で境界をはっきりさせて測ったら面積が違ったので、現在の面積に変更しますということです。

地籍調査は、現在どういう状況であるのかを調査するものです。当然台帳と違ったら変更して現在の状況に合わせていくことになります。

○議長

よろしいでしょうか。

○○推進委員

はい、わかりました。

○議長

他に無いですか。

(挙手なし)

○議長

無いようですので議案第60号「令和5年度実績調査事業に伴う地目変更について」の採決をします。

原案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案の通り承認することに決定しました。

続きまして、日程第8、議案第61号「農地利用最適化推進委員の決定について」を議題とします。

事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第8、議案第61号「農地利用最適化推進委員の決定について」を説明します。資料は38ページです。

令和6年7月26日付で農地農用地利用最適化推進委員が1名欠員となっていましたので、令和6年9月18日から令和6年10月17日で募集をしたところ下に記載されておりますSさんの応募がありました。

西之表市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第7条第1項において「農業委員会は農業委員会総会における会議における推進委員を決定し委嘱するものとする」となっていることから、今月の定例総会で議案を上程しました。以上で説明を終わります。

○議長

事務局から説明がありました。

この件につきまして皆さんの方から何か質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、質疑を終わります。これから議案第61号「農地利用最適化推進委員の決定について」の採決を行います。

原案の通り決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案の通り決定しました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条第20条において農業委員、推進委員は「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」となっておりますので、ご注意いただきたいと思います。

会 長 _____ 印

1 1 番 委 員 _____ 印

1 3 番 委 員 _____ 印